

## 目 次

### 第 1 号 5月15日（金曜日）

令和2年第2回下郷町議会臨時会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提案理由の説明	3
議案第22号 専決処分につき承認を求めることについて （専決第1号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定につ て）	6
議案第23号 専決処分につき承認を求めることについて （専決第2号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の設定について）	8
議案第24号 専決処分につき承認を求めることについて （専決第7号 下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 する条例の設定について）	10
議案第25号 専決処分につき承認を求めることについて （専決第3号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第6号））	12
議案第26号 専決処分につき承認を求めることについて （専決第4号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算 （第5号））	12
議案第27号 専決処分につき承認を求めることについて （専決第5号 令和元年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予 算（第2号））	12
議案第28号 専決処分につき承認を求めることについて （専決第6号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第1号））	17
議案第29号 専決処分につき承認を求めることについて （専決第8号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第2号））	20
議案第30号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第3号）	22
閉会	32

令和2年第2回下郷町議会臨時会会議録第1号

招集年月日	令和2年5月15日			
本会議の会期	令和2年5月15日から5月15日までの1日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和2年5月15日	午前10時00分	議長 小玉智和
	閉会	令和2年5月15日	午後0時31分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 只浦孝行	町民課長 渡部浩市	健康福祉課長 弓田昌彦	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 星 敏惠	教育次長 湯田浩光	農業委員会事務局長 大竹浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井節夫	書記 室井徳人	書記 芳賀沼 崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和2年第2回下郷町議会臨時会議事日程（第1号）

期日：令和2年5月15日（金）午前10時開会

開	会	
開	議	
日程第 1		会議録署名議員の指名 3番 佐藤 勤 4番 山名田 久美子
日程第 2		会期の決定
日程第 3		町長提案理由の説明
日程第 4		議案第22号 専決処分につき承認を求めることについて (専決第1号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について)
日程第 5		議案第23号 専決処分につき承認を求めることについて (専決第2号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について)
日程第 6		議案第24号 専決処分につき承認を求めることについて (専決第7号 下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定について)
日程第 7		議案第25号 専決処分につき承認を求めることについて (専決第3号 令和元年度下郷町一般会計補正予算(第6号))
日程第 8		議案第26号 専決処分につき承認を求めることについて (専決第4号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))
日程第 9		議案第27号 専決処分につき承認を求めることについて (専決第5号 令和元年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))
日程第 10		議案第28号 専決処分につき承認を求めることについて (専決第6号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第1号))
日程第 11		議案第29号 専決処分につき承認を求めることについて (専決第8号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第2号))
日程第 12		議案第30号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第3号)
散	会	
閉	会	

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） それでは、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回下郷町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りのとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において3番、佐藤勤君及び4番、山名田久美子君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（小玉智和君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

### 日程第3 町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和2年第2回下郷町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。本臨時会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る関係議案を含む議案9件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

初めに、小玉智和議長におかれましては、去る5月1日に招集されました令和2年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会において、同組合議会議長にご当選されました。今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

さて、季節は芒種を迎えようとしており、緑も深くなってまいりました。町内においては、農繁期を迎える風景が例年と変わることなく、安堵しているところでございます。

一方、昨日には新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言が本県を含む39県で解除されたところでもあります。しかしながら、流行の再燃を避けるには、密閉、

密集、密接の3密を避けるなど、新しい生活様式を実施、実践していくことが不可欠となっており、町民の皆様におかれましては、引き続きご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、特別定額給付金についてであります。本臨時会において、関係議案を提案申し上げますので、お認めいただければ、オンライン申請分につきましては、本日から振込を開始し、郵送分につきましては、本日中に申請書を発送し、今月22日から順次振込を開始する運びとなっております。さらに町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税について、新型コロナウイルスの影響により、事業等の収入に減少があり、納付が困難である方につきましては、最長1年間徴収の猶予を受けることができる徴収猶予の特例制度について周知をしたところでありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本臨時会にご提案申し上げます議案9件につきましてご説明を申し上げます。

議案第22号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について）でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日公布され、原則として同年4月1日から施行することに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、下郷町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和2年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の概要につきましては、町民税関係では、扶養親族等申告書において、給与所得者または公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とし、また固定資産税関係では、所有者不明土地等に係る課税上の課題に対応するため、現に所有している者の申告の制度化や使用者を所有者とみなす制度の拡充等、所要の改正を行ったものであります。

議案第23号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和2年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の概要につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円にそれぞれ引き上げ、また国民健康保険税の軽減判定所得の基準額の引上げに関し、所要の改正を行ったものであります。

議案第24号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第7号 下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定について）でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる被保険者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第86条第2項の規定により、傷病手当金を支給するため、福島県後

期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年4月27日に公布され、同日から施行されたことに伴い、下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和2年4月27日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の概要につきましては、本町において行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を加えるため、所要の改正を行ったものであります。

議案第25号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第6号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ2,119万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億2,778万5,000円とするものであります。歳入歳出とも額の確定等により、予算の整理を行ったものであります。新型コロナウイルス感染症対策関係事業の補助採択を受け、歳入では当該国庫補助金を、歳出では民生費において、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス事業支援及び保育対策総合支援事業の2事業に要する経費をそれぞれ計上し、保育対策総合支援事業につきましては、その完了が翌年度にわたる見込みであることから、繰越明許費に設定していただきましたので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、地方自治法179条第1項本文の規定により、令和2年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

議案第26号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ6,666万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億81万8,000円とするものであります。歳入歳出とも、保険給付費等の額の確定により予算の整理を行ったものであります。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和2年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第27号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 令和元年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ418万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,015万9,000円とするものであります。歳入につきましては、収入見込額の精査により、後期高齢者医療保険料を418万3,000円に増額し、それに伴い、歳出では後期高齢者医療広域連合給付費を同額増額したものであります。

以上、地方自治法179条第1項本文の規定により、令和2年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第28号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第1号））でございますが、さきの議会全員協議会でご説明を申し上げますとおり、新型コロナウイルス感染症対策費に要する経費を専決処分させていただいたものであります。衛生費について、マスクや消毒液の購入費用など、合わせて506万5,000円を増額し、予備費により調整をしたもので、歳出予算の総額に変更は

ございません。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和2年4月17日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

なお、調達したマスクや消毒液は、順次各家庭や集会所にお届けしておりますことを併せてご報告を申し上げます。

議案第29号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第8号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第2号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,106万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億9,606万9,000円とするものであります。本案につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施される家計への支援を行うため、一律に1人当たり10万円を給付する特別定額給付金事業及び子育て世帯を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人当たり1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金事業の2事業に係る事務費について、地方自治法第179条第1項本文の規定により、国の補正予算の成立を受け、令和2年4月30日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第30号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第3号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ6億円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億9,606万9,000円とするものであります。本案につきましては、議案第29号でご報告申し上げました特別定額給付金事業及び子育て世帯への臨時特別給付金事業の2事業に係る事業費用、また新型コロナウイルス感染症対策事業として、町独自で実施する感染予防用品購入給付金事業及び下郷町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業の2事業に係る事業費をそれぞれ計上するものであります。感染予防用品購入給付金事業につきましては、各家庭におけるマスクや消毒液などの感染予防用品の購入費用について、1世帯当たり1万円を支援するもので、特別定額給付金の給付に合わせ給付したいと考えております。下郷町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業につきましては、休業や短期間営業など新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力をいただいている町内の宿泊業、飲食業、小売業などの事業者約230店舗の経営を支援するため、一律に1事業者当たり5万円の協力金を交付するものであります。

以上、本臨時会にご提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

---

#### 日程第4 議案第22号 専決処分につき承認を求めることについて

##### （専決第1号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定 について）

○議長（小玉智和君） それでは、日程第4、議案第22号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について）の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

それでは、税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 議案書1ページ、議案第22号 専決第1号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定についてでございますが、説明をいたします。

今回の改正は、先ほど町長も申し上げましたが、地方税法の一部を改正する法律等の改正が令和2年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されましたので、併せて町条例を改正するものであります。

改正内容の主なものにつきましては、新旧対照表により説明いたしますので、御覧ください。まず、1ページの個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書を扶養親族書に文言の改正によるもので、記載の簡略化を行うものです。それから、公的年金受給者におきましても、文言の改正によるものです。内容につきましても、給与所得者同様に記載の簡略化を図るものです。

次に、法人の町民税の申告納付の第48条2項の租税特別措置法第66条の7第4項につきましては、項番の改正になります。

次に、2ページの第54条、固定資産税の納税義務者等でありましたが、2項につきましては文言の改正と、4項及び5項におきましては、固定資産税の納税義務者におきまして、災害等により所有者が不明となった場合、調査を尽くしても、所有者が不明な場合、使用者を所有者とみなし、納付させることができるとした地方税の改正により、同様の町の条例を改正するものです。

次に、4ページの第61条、固定資産税の課税標準と第61条の2、法第349条の3第27項の条例で定める割合ですが、こちらも項番の改正になります。

次に、第74条の3、現所有者の申告についてですが、登記または補充課税台帳、こちらは未登記不動産に登録されている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項について申告することで、賦課徴収ができることとするとして、改正するものです。

また、5ページの第75条の固定資産に係る申告に関する過料におきましては、文言の改正になります。

次に、第96条のたばこ税の課税免除につきましては、手続の簡略化を図るための改正をするものでございます。

次に、第98条のたばこ税の申告納付手続と次の6ページの第131条第6項の特別土地保有税につきましては、項番の改正となっております。

附則第6条から第8条の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、元号の改正と、あと特例期間を3年間延長するものでございます。

次に、7ページの読替え規定の第10条につきましては、文言の改正によるものであります。

次に、第10条の第2項の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてですが、項番等の改正によるものです。また、第26項以降最終の附則条項の改正まで、元号の改定による改正となっております。

以上で税務課所管の条例改正専決について説明させていただきました。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

それでは討論を終わります。

これから議案第22号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について）の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第5 議案第23号 専決処分につき承認を求めることについて

##### （専決第2号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（小玉智和君） 日程第5、議案第23号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） それでは、議案書の10ページをお開き願いたいと思います。

議案第23号 専決第2号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、下郷町国民健康保険税の条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置につきまして、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の引上げを行うものでございます。

議案書10ページと新旧対照表の22ページを御覧になっていただきたいと思います。新旧対照表の改正後の欄でご説明いたします。条例第2条第2項におきましては、保険料の基礎課税額に係る課税限度額を61万円から2万円引き上げ63万円とするものでございます。同じく第4項の介護納付金課税に係る課税限度額を16万円から1万円引き上げ17万円とするものでございます。

続いて、23条の第1項につきましては、ただいま説明申し上げましたとおりでございます。第1項第2号につきましては、低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準につきまして、5割軽減の基準を被保険者数に乘じる金額を28万円から5,000円引き上げ28万5,000円とするものでございます。同じく3号につきましても、前項同様軽減する所得判定基準につきまして、2割軽減の基準を被保険者数に乘じる金額を51万円から1万円引き上げ52万円とするものでございます。

なお、附則によりまして、本条例に係る法律の一部改正が令和2年3月31日公布、令和2年4月1日施行の改正内容でありますことから、附則の施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行となっております。また、条例改正後の規定は、令和2年以後の年度の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税につきましては、従前の例によるものと規定するものでございます。

以上、令和2年3月31日付で専決処分をいたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 国保税の所得割の区分が63万円になったということで、これ医療分も含めて、総額最高限度が幾らになるか、それからこの最高限度に該当する対象者は何人ぐらいおられるか、その点をまずお聞きします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、課税限度額が61万円から2万円上がりまして63万円になる今回の改正につきましては、11世帯から1世帯減りまして10世帯になります。それで、保険税につきましては、20万2,000円ほど増える内容になってございます。

以上でございます。

（「トータル幾らになるか」の声あり）

○議長（小玉智和君） 町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） すみません。限度額の最高が改正前が96万円、改正後は99万円になります。

以上です。

○議長（小玉智和君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第2号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

---

## 日程第6 議案第24号 専決処分につき承認を求めることについて

### (専決第7号 下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定について)

○議長(小玉智和君) 日程第6、議案第24号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第7号 下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定について)の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、渡部浩市君。

○町民課長(渡部浩市君) それでは、私のほうから議案第24号 専決第7号 下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合において、給与等の支給を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に傷病手当を支給するための条例改正が令和2年4月27日に公布され、同日施行されたことに伴い、本町において行う申請の受付事務を追加するため改正するものでございます。

議案書12ページと新旧対照表23ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表の改正後の欄でご説明をいたします。改正の内容でございますが、福島県後期高齢者医療広域連合が行う新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当の支給に係る申請の提出を受けるため、下郷町後期高齢者医療に関する条例第2条に第7号の2として、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものでございます。

なお、附則によりまして、公布日を広域連合と同じ令和2年4月27日になります。そして、同時施行でございます。

以上、令和2年4月27日付で専決処分をいたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） お尋ねします。

今回傷病手当の支給に関する事務を町で受けるということですが、今までは傷病手当の事務受理、これまでは町でやっていなかったの。やっていなかったとすれば、今までどこでやっていたか、今回ここで町の所管する事務に上がってきましたけれども、これコロナだけではないです。いろんな傷病手当関係あります。なぜ今回コロナ関係でしようけれども、今まではどこでやっていたのか、その辺ちょっとご説明お願いします。

○議長（小玉智和君） 町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） ただいまの7番、佐藤盛雄議員の質問にお答えいたします。

国民健康保険とか、後期高齢医療では、傷病手当は任意の給付ということで、国庫補助金の対象外で、保険者の負担となっていましたので、今まで国民健康保険とか、後期高齢医療については、その規定がございませんでした。それで、今回国では新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、国民健康保険の加入者また後期高齢の制度の加入者が休みやすい環境整備を整えるということから、国が全額財政支援をすることに決まりましたので、県内では後期高齢医療広域連合が4月27日で改正を行いましたので、今後県内の市町村も6月議会まで条例に傷病手当の支給する改正が行われる予定です。本町においても、6月議会に上程を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） そうしますと、国保に関しましては、今までは傷病手当という項目はなかったということで、要するに国保該当者で傷病手当があっても、こういう傷病手当はもらえなかったと。社会保険の場合は、当然そういう規定があつて、いろんな傷病関係で休職した場合には、傷病手当を申請して支給していただくということで、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（小玉智和君） 町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） そのとおりでございます。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第7号 下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定について）の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

---

日程第7 議案第25号 専決処分につき承認を求めることについて

(専決第3号 令和元年度下郷町一般会計補正予算(第6号))

日程第8 議案第26号 専決処分につき承認を求めることについて

(専決第4号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))

日程第9 議案第27号 専決処分につき承認を求めることについて

(専決第5号 令和元年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))

○議長(小玉智和君) この際、日程第7、議案第25号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第3号 令和元年度下郷町一般会計補正予算(第6号))の件及び日程第8、議案第26号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第4号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))の件及び日程第9、議案第27号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第5号 令和元年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))の件の3件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) それでは、本案について議案の説明を求めます。

議案第25号については総務課長、室井哲君、議案第26号及び議案第27号については町民課長、渡部浩市君、順次説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) ご説明を申し上げます。

議案書の13ページでございます。議案第25号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第3号 令和元年度下郷町一般会計補正予算(第6号))でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ2,119万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億2,778万5,000円とするものであります。

本補正につきましては、歳入歳出とも額の確定等によりまして、予算の整理を行ったものであります。新型コロナウイルス感染症対策関係事業の補助採択を受けまして、歳入では当該国庫補助金を、歳出では民生費におきまして、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業及び保育対策総合支援事業の2つの事業に要する経費をそれぞれ計上し、保育対策総合支援事業につきましては、その完了が翌年度にわたる見込みでありますことから、繰越明許費を設定させていただきましたので、ご理解

を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。23ページをお開きいただきたいと思っております。23ページの一番上となりますが、地方譲与税の地方揮発油譲与税から25ページとなりますが、お開きをいただきまして、25ページの下から2段となりますが、交通安全対策特別交付金までにつきましては、国、県からの譲与金、交付金等の確定によりまして、それぞれ予算の整理を行ったものであります。

なお、25ページになりますが、地方交付税につきましては、当初予算では過大とならないように見込んでおりますので、特別交付税の決算見込額が当初予算1億円に対しまして、1億8,983万8,000円となりましたことから、その差額8,983万8,000円を補正したものであります。

25ページの一番下になりますが、国庫支出金の民生費国庫補助金につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、補助採択を受け、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業補助金を15万円、保育対策総合支援事業費補助金を97万円それぞれ計上したものであります。

26ページをお開きいただきたいと思っております。国庫支出金の災害復旧費国庫補助金につきましては、台風19号災に係る国庫補助金であります。公共土木施設、農業施設、林業施設とも、繰越事業となりましたことから、国庫補助金の年度間の配分により、予算の整理を行ったものであります。

次の県支出金、寄附金、27ページとなりますが、一番下でございますが、自動車税環境性能割交付金につきましては、額の確定により、またその上になりますが、町債でございますが、緊急防災・減災事業債につきましては、新消防庁舎建設事業に係る事業費の確定によりまして、また災害復旧事業債につきましては、台風19号災に係る町債であります。先ほどご説明申し上げました災害復旧費国庫補助金と同様に、それぞれ予算の整理を行ったものであります。

次に、歳出の主なものでございますが、28ページをお開きいただきまして、一番上の総務費につきましては、それぞれ事業費の確定により、予算の整理を行ったものであります。

民生費であります。障害者等サービス費では、歳入でご説明申し上げました特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業、これは新型コロナウイルス感染症に係る特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用増加に対する支援であります。その所要額15万円を計上し、同じく民生費となります。児童措置費では、こちらも歳入でご説明申し上げました保育対策総合支援事業、これは新型コロナウイルス感染症対策として、保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援であります。需用費ではマスク、消毒液等の購入費用14万3,000円を、備品購入費では、空間除菌脱臭機、非接触式体温計等の購入費用82万7,000円をそれぞれ計上したもので、これらにつきましては、全額国費で賄われることとなっております。

29ページとなります。同じく民生費の湯野上保育所費、しもごう保育所費、その次の段になりますが、農林水産業費、商工費につきましては、それぞれ事業費の確定によ

り、予算の整理を行ったものであります。

30ページをお開きいただきまして、土木費の道路維持費、委託料につきましては、令和元年から令和2年にかけての少雪に伴い、除雪委託料を減額したものであります。

消防費につきましては、事業費の確定により、予算の整理を行い、30ページ、31ページにかけてとなりますが、災害復旧費につきましては、歳入の補正に伴う財源内訳の補正で、予備費により収支の調整を図ったものであります。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和2年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） それでは、議案書の33ページをお開きいただきしたいと思います。

議案第26号 専決第4号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,666万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億81万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、歳出の保険給付費の額の決定により、専決させていただきました。歳出の保険給付費の減額に合わせまして、歳入の県支出金の減額を行っております。

それでは、議案書39ページをお開き願いたいと思います。2の歳入につきましてご説明いたします。3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、普通交付金8,746万7,000円を減額、同じく特別交付金2,129万5,000円を増額して、同じく2目子ども医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金につきましては3万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、4、出産育児一時金等繰入金を56万円減額でございます。

続いて、下の8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目社会保障・税番号制度システム整備補助金10万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、3の歳出につきましてご説明申し上げます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、財源の内訳の補正になっております。

続いて、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費から5目審査支払手数料までにつきましては、それぞれ減額しまして、7,698万1,000円を減額計上するものでございます。

続いて、41ページ、2款保険給付費、2項高額療養費から42ページの5項葬祭諸費までにつきましても、それぞれ減額し、856万7,000円を減額するものでございます。

続いて、42ページの3款国民健康保険事業費納付金の1目一般被保険者医療給付分につきましては、財源内訳の補正でございます。

8款予備費で1,888万3,000円を増額し、歳入歳出の調整をするものでございます。

以上、令和2年3月31日付で専決処分いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） 続きまして、議案第27号 専決第5号 令和元年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書44ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ418万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,015万9,000円とするものでございます。

50ページをお開き願いたいと思います。今回の補正につきましては、保険料の確定に伴い、専決処分させていただいたものでございます。

50ページの2の歳入についてご説明いたします。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、現年度267万5,000円、普通徴収保険料、現年度133万1,000円、過年度分を17万7,000円それぞれ増額するものでございます。

51ページの3の歳出におきまして、後期高齢医療広域連合納付費を418万3,000円増額いたしております。

以上、令和2年3月31日付で専決処分をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） お尋ねいたします。

今回を令和元年度の補正6号ということで、整理予算的な意味合いが強いかと思っております。最終整理をしたのだと思っております。そこでお尋ねします。

まず、25ページの地方交付税、今回8,900万円ほど増額になっておりますが、最終的に予算の中での占める依存財源の比率は大体どれぐらいになっているのか。かなり交付税が増えているということは、逆に考えれば自主財源が少なくなっているというふうに解釈しますが、依存財源の比率が最終的に決算で出てくると思いますが、大まかな数字で結構ですので、どのぐらいの比率になっているか、お聞きします。

それから歳出に関しまして、森林環境税が成立されて2年目になります。それで、これ基金に積立しておられると思いますが、これの森林環境税の基金総額が幾らになったか、お伺いいたします。

それから30ページ、土木費の関係で、本年度の道路維持費の中の除雪費、ほとんど雪が降らなかったということで、最終的に除雪の委託業者にどれだけの支出をしたのか、また、待機しておりましたものですので、直接稼働しなくてもその待機料、これはどのぐらい支払って、トータルして幾ら支払ったのかをお尋ねいたします。

以上3件についてお伺いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） それでは、お答えを申し上げます。

大変申し訳ございませんが、財政分析につきましては、今後の作業となりますので、

その辺につきましてはご了解をいただきまして、今ほどの地方交付税の関係でございますが、議案書の21ページを御覧いただきますと、この6号補正の時点におきましては、歳入の総額が52億2,778万5,000円、これに対しまして、地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税を合わせまして、18億1,717万円ということでございますので、この比率で申し上げますと、34.76%ということでございますので、ご理解をいただきますようお願いしたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま7番、佐藤盛雄議員からの森林環境譲与税基金積立金の総額についてお答えいたします。

基金の設立につきましては、令和元年度からということになっております。内容につきましては、前期、後期同額になりまして、328万1,000円、合計656万2,000円の積立てとなっております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの7番、佐藤盛雄議員の質問にお答えいたします。

委託費に関して、前年度出動並びに待機ということで支払った総額に関しまして、今細かい数字ちょっと手元にないのですけれども、総額委託して実際に払った、稼動した分と待機分、合わせた金額で1,960万円程度という金額でございます。詳細につきましては、後ほど調べまして……

（何事か声あり）

○建設課長（猪股朋弘君） になります。総額で待機、実際に稼動した分、合わせまして1,960万円程度です。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第6号））の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

これから議案第26号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

これから議案第27号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第5号 令和元年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

それでは、ただいまより休憩いたします。(午前11時11分)

---

○議長(小玉智和君) 再開いたします。(午前11時20分)

---

#### 日程第10 議案第28号 専決処分につき承認を求めることについて

(専決第6号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第1号))

○議長(小玉智和君) 日程第10、議案第28号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第6号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第1号))の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) ご説明を申し上げます。

議案書の52ページでございますが、議案第28号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第6号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第1号))でございますが、さきの議会全員協議会でご説明を申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を専決処分させていただいたものであります。衛生費において、マスクや消毒液の購入費用など、合わせて506万5,000円を増額し、予備費により調整をしたもので、歳出予算の総額に変更はございません。

57ページをお開きいただきたいと思います。保健衛生費の需用費446万4,000円につきましては、マスクや消毒液などの感染症対策に用いる消耗品の購入費用を計上したものであります。役務費の19万4,000円につきましては、感染症予防対策として、各世帯に2枚のマスクを郵送により配布させていただきましたが、その郵便料を計上したものでございます。また、各集落の集会所等には各行政区長さんを通じ、手指消毒液をお届けしておりますことを併せてご報告申し上げます。備品購入費の40万7,000円につきましては、非接触体温計等の購入費用を計上したものであります。

以上内容で、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和2年4月17日付で専

決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 質問させていただきます。

マスク、消毒液購入446万4,000円、この内訳としまして、マスクは現在品薄で購入大変だったと思いますが、どのぐらい購入して、幾ら分マスクを購入したのか。消毒液に関しましても、どのぐらい購入したのか、お聞かせください。

備品購入費のほうも、体温計と言いましたが、体温計等はどのぐらい購入したのか、数量分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（小玉智和君） 健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 2番、小椋議員のご質問にお答えいたします。

マスクにつきましては、予算上は4万枚を計上しておりますが、今回マスク2万枚ということで購入してございます。購入金額につきましては120万円という形になってございます。また、手指消毒液、アルコールでございますが、こちらにつきましては300個で75万円という形になってございます。

また、備品購入費であります。非接触型検温器、こちら20台を予定してございますが、こちらは、流通がなかなか困難になっておりますが、速やかに調査して、至急購入したいと思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） ということは、まだ体温計は購入していないからこれからというのは分かりました。

マスク4万枚に関して2万枚購入、ということは残り2万枚も購入する予定でいると思うのですが、これはいつ頃になるのか、お願いします。

○議長（小玉智和君） 健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 2番、小椋議員のご質問にお答えいたします。

残り2万枚につきましては、ただいまの在庫状況を見ながら、またこれからの感染等の状況を鑑みながら、今後時期につきましては、検討してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） ということは、今後経過を見ながらということですが、ただいま在庫はどのぐらいあるのか教えてください。

○議長（小玉智和君） 健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 2番、小椋議員のご質問にお答えいたします。

マスクにつきましては、2万7,740枚となっております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） これに1世帯2枚ずつ配って、2万枚も運用しているのです。これ2枚ずつ私も郵送で来たのですけども、2枚で間に合う世帯というのは何世帯ですか。例えば南会津町村でいうと、只見町は1世帯1箱なのです。30か50か分からないですが、1箱配っているのです。今説明の中であったように、マスクが足りなくて、どういう店に行ってもなかなか見当たらないと、そういう状態で多分下郷町のご老人なんか特にそうだ、心配して買物は行けない、どこに売っているか分からないと、そういう状態の中で2枚という基準は、どのようにして決めたのか、町長さんと2人ですから、2枚で間に合うかもしれないけれども、私のうちなんか7人です。7人は別にしても、最低3人から4人くらいはいるのです、平均として。その2枚というのは、どういう基準で2枚に決めたのか。今になると、いろんな店でちょっと物余りぎみで並んで売れなくて残っているところありますけれども、マスク騒ぎではもう金よりもマスクなのです、最初はそのときに、もう一回申し上げますけれども、2枚というのは年寄り2人がして2枚ですから、そこら辺の基準がどうだったのか、そこら辺ちょっと教えてください。

それから、これから小学生のマスクというのは、まだ小さいマスクで、なかなか確保ができないと。これから、今月いっぱい学校休業して、6月から再開されるのだから分かりませんが、そういう意味で小学生あたりにも特に密の状態ができるわけですから、半分ずつ通学と云々と今出ていますけれども、そういう子供たちにも子供なりのマスクを与える考えはございませんか、ひとつお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 11番、湯田議員のご質問にお答えいたします。

今回マスク1世帯2枚という形で配布いたしました。世帯数につきましては2,216世帯になってございます。この2枚という基準でございますが、今回2万7,740枚と在庫枚数をご報告いたしました。この2万枚というのは、昨日納入されました。それ以前までは、それ差し引きますと7,740という形になりますけれども、そういった中で、あと4月下旬だったものですから、そのときにはあまり流通をしていなかったものですから、1世帯2枚という形でさせていただきました。

また、あと小学生のマスクにつきましても、なかなか子供用というものが今現在まだ流通、これからだと思っておりますけれども、こちらにつきましても、湯田議員ご指摘のとおり、そういう必要が出てくると思っておりますので、そちらにつきましても、調査しながら購入してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 先ほど申しましたけれども、今はいろんな店でマスクもちらほらとまだ売れ残ってあるみたいですが、これが学校が始まると子供に対するマスクというのをなかなか確保が難しいのです。ですから、今15日、あと半月もあるのです。そういうものを教育委員会でやっぱり手配するとか、マスクを子供に対して3枚くらいやっても今はこんな値段しませんから、さほどでないと思うのです。そういうのを早め早めに対策ですから、後手後手では対策ならないのです。

ちなみに福井県のあわら市なんていうのは、5箱配っているのです、1世帯。合わせて5箱。1人でも何でも5箱配っていたのです。これもどうなのか分かりません。また無駄なのか分かりませんが、そういう事態です。やっぱり早め早め、この給付金はこれから大変でしょうけれども、せめてマスクくらいはやっぱり大量に生産して、大量に契約すれば、そんなに手に入らなかったのかなと私は思います。ちなみに30枚とか、50枚で三千何ぼとか、4,000円といういろんなチラシ、広告が入りました。私買いましたから、200枚、楽に手に入るのです。ですから、まして下郷は町民5,000人いるわけですから、せめてやっぱりマスクくらいは、そのぐらいの対応をして、対策をしていただいてほしかったなど、大変思います。残念でなりません。もう一度改めて、その子供に対するマスクの今後の対策はどうか、お聞きします。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 11番、湯田議員のご質問にお答えいたします。

小学校、中学校、こちらにつきましては、速やかに学校のほうに必要量、こちらを配布してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、質疑そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第1号））の件を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第11 議案第29号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第8号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第2号））

○議長（小玉智和君） 日程第11、議案第29号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第8号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第2号））の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） それでは、本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の58ページでございますが、議案第29号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第8号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第2号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,106万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億9,606万9,000円とするものであります。本案につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施される特別定額給付金事業及び子育て世帯への臨時特別給付金事業の2事業に係る事務費について、専決処分させていただいたもので、特別定額給付金事業につきましては、感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ確実に家計への支援を行うこととし、一律に1人当たり10万円の給付を行うもので、また子育て世帯への臨時特別給付金事業につきましては、子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人当たり1万円の臨時特別給付金を支給するものでございます。

66ページをお開きいただきまして、民生費の社会福祉費、社会福祉総務費では、特別定額給付金事業に係る事務費といたしまして、1節の報酬から12節の委託料まで、合わせて912万6,000円を計上し、67ページとなりますが、同じく民生費の児童福祉費、児童福祉総務費では、子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る事務費といたしまして、こちらも1節の報酬から12節の委託料まで、合わせて194万3,000円を計上したものであります。

また、事業に要する経費につきましては、全額国費で賄われることとなっておりますことから、65ページにお戻りをいただきまして、国庫支出金の国庫補助金、民生費国庫補助金では、子育て世帯への臨時特別給付金事業事務費補助金を194万3,000円、特別定額給付金事業事務費補助金を912万6,000円それぞれ歳出と同額を計上し、地方自治法第179条第1項本文の規定によりまして、国の補正予算の成立を受け、令和2年4月30日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認をお願いするものでございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第8号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第2号））の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

---

**日程第12 議案第30号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第3号)**

○議長(小玉智和君) 日程第12、議案第30号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) ご説明を申し上げます。

議案書の68ページでございます。議案第30号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第3号)でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ6億円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億9,606万9,000円とするものであります。

本案につきましては、議案第29号でご説明を申し上げました特別定額給付金事業及び子育て世帯への臨時特別給付金事業の2つの事業に係る事業費を、また新型コロナウイルス感染症対策事業として、町独自で実施する感染予防用品購入給付金事業及び下郷町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業の2つの事業に係る事業費をそれぞれ計上するものであります。感染予防用品購入給付金事業につきましては、各ご家庭におけるマスクや消毒液などの感染予防用品の購入費用について、1世帯当たり1万円を支援するもので、特別定額給付金の給付に合わせ給付したいと考えております。下郷町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業につきましては、休業や短時間営業など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力をいただいている町内の宿泊業、飲食業、小売業などの事業者の経営を支援するため、一律に1事業者当たり5万円の協力金を交付するものであります。

初めに、歳出からご説明申し上げます。75ページをお開きいただきたいと思います。民生費、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金では、特別定額給付金事業に係る所要額、こちらにつきましては、10万円を5,600人分見込んでおりますが、5億6,000万円、町独自で実施する感染予防用品購入給付金事業に係る所要額、こちらは1万円を2,300世帯分見込んでございますが、2,300万円それぞれ計上し、同じく民生費、児童福祉費の負担金補助及び交付金では、子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る所要額、こちらは1万円を550人分見込んでおりますが、550万円を計上するものであります。

商工費、商工振興費の負担金補助及び交付金では、町独自で実施する下郷町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業に係る所要額、こちらは5万円を230事業所分見込んでございますが、1,150万円を計上いたしております。

次に、歳入でございますが、74ページにお戻りいただきまして、国庫支出金の民生

費国庫補助金につきましては、国の2事業に係る補助金で、補助率は10分の10となっております。

繰入金でございますが、町独自の2事業に要する費用につきましては、財政調整基金からの繰入金で財源調整を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） まず、お伺いしたいことは、先月27日に全協をやりました。

そのときに、我々にこの給付金の問題と臨時会の日程等示されることもなく、5月1日に新聞に載るということは、どういうことだったのか。そのときに、金額等は出ていませんでした。事業所に対する給付金はこうしたい、ああしたい、そういったことが出ないうちに、この1日に出た経緯というのを教えてください。

それからもう一つ、国の特別支援金の10万円に関して、これ今日決めて、22日からとさっき町長もおっしゃいましたけれども、どうしてこういうふうに遅いのか、ほかでは、4月30日国の補正予算が決まった、もう翌日に発送しているところもあるのです。そういった早急に対応できることができなかったのか、どういう問題があったのか、お聞かせ願います。

それと、あと宿泊、飲食、小売一律5万円、新聞には150事業所と書いてありましたけれども、実際230を見込んでいるということなのですが、やはりこれ一律というのはどうなのでしょう。その辺各事業所、230事業所について調べたりされたのでしょうか。やはり本当に緊急に補助してほしいところというのはたくさんあると思います、確かに。ただ、この期間営業できているところはあるのです。飲食業についても、お昼の営業はオーケー、夜は居酒屋さんなんかは駄目、宿泊業に関しては、自粛要請は出ておりません。対象外になります。しかし、みんな自主的に休業しているところがほとんどです。湯野上においては、ほぼ4月、5月営業する予定はほとんどありません。一部やっているところはありますけれども、収入ゼロなのです。そういった中で、いろいろ国の補助もありますけれども、申請等とても大変です。そういった中でやっておられます。そういったことに対しても、やはりほかでは宿泊業に対する補助と飲食業、小売、そういったところに出す補助金の額も変えているところがあります。その辺はどのようにお考えだったのか、お教え願いたいと思います。

取りあえずその点お願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 4番、山名田議員のご質問にお答えいたします。

まず、順序たがえますけれども、なぜ10万円、特別定額給付金が遅れたかというご質問でございますが、こちらやはり4月下旬に国から報道が先なのですけれども、詳細が国からはやるという形で、大枠のところは示されていたわけなのですけれども、その

詳細について、そちらについては、国、県のほうからまだ流れておりませんでした。こういった関係は、申請書を含めて電算会社等の詳細な打合せの中で、こういった企画でもってやるかという、そういう作業が発生しておりました。それが流れなかったものですから、誠に今回国では早めに給付するというような流れではございましたが、そういった作業がございましたので、遅れてしまったことにつきましては、この場をお借りしまして、おわび申し上げたい。すみませんでした。特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、4月30日に補正予算が成立しました。それを受けまして、事務作業等を進めていたものですから、このようなスケジュールになってしまいましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 4番、山名田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、協力金の5万円でございますが、このたび県、国、町の協力依頼等に応じて、自主的に施設の休止や営業の短時間営業ということで、感染防止拡大にご協力いただいた事業者の皆様に協力金ということで交付させていただきたく考えてございます。協力金という内容の性質のものでございますので、今お話がありましたように、事業者それぞれに減少率、また日々の営業の中での大きいところ、少ないところはあるかとは思いますが、一律5万円という形の中で、町内に事業を有する、店舗等を有する事業者さんの皆さんに一律交付という形で、支給させていただきたいというふうに思っていますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 4番のご質問にお答えしますけれども、健康福祉課長、それから総合政策課長がお答えしたとおりでございます。

4月の27日に全員協議会をして説明いたしました。国の決定は、4月30日でございます。ですから、事務の専決をさせていただいて、そして今臨時会で決定いただければ速やかに10万円プラス各世帯1万円の支給を早速やると。ただし、オンラインで申請した方については、もう既にこの議決が決定次第振り込まれるという流れになっております。

議会の皆様に15日というふうなことは、全員協議会で11日の週ということでしたけれども、これは手違い、聞き違いもあろうかと思っておりますけれども、27日には私から議会のほうと調整をして、速やかに決めていただきたいと思いますということでしたので、それは私は理解していました。この件について聞き違い、そういうものがあつたかと思っておりますので、その辺はご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは間もなく正午になりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力をお願い申し上げます。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） まず、1つは今のその宿泊、飲食、小売に対して230とおっしゃっていましたがけれども、これは全く事業をしていけば全てにおいて配布するということが、協力金を配るといふことなのか。

それと、あとこれに関して、今回1回限りというふうにお考えなのか、その点よろしくお願ひします。やはり今月いっぱい、多分明日でしょうか、昨日県も解除されておりますけれども、県のほうも要請をどんどん緩めてくるということもあると思ひますが、休業しているところ、やはり感染怖いのです、そういったところもござひますので、その辺に関して、1回限りと考えているのか、お伺ひします。

それと、やはりこの国から来る10万円に関して、非正規雇用の人たちが今町内にどのくらいいられますか。その辺は把握されていふでしょうか。いわゆる会社とかに勤めていられる方は、緊急雇用制度を使えば、ハローワークのほうから支給されるというものは出されております。ただ、手続すごく大変なのです。それで、やっていない事業所があるのではないかと。やはり雇用保険を掛けていないと、事業所から申請できません。そうしないともらえる職員はそれでいいのです、従業員は。ただ、アルバイト、パートの方は一切休業中現金収入ないのです。ですから、3月、4月休業して、もう給料ありませんと、本当にこの10万円命の綱だとおっしゃるのですけれども、いつ出るので、そういう電話結構かかってくるのです。やはり皆さん大変なのです。だから、その辺をどこまで皆さんつかんでいふのか、その辺お伺ひしたいと思ひます。

その2点、よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 4番、山名田議員のご質問にお答えしたいと思ひます。

該当業種ということで、230件ほど挙げさせていただきましたが、当然必要書類を提出していただく際に、直近の確定申告書の写し、営業の実態が分かるもの、また休業の実態が分かるものということで、書類はつけさせていただきますと思ひます。その中で適正に審査した中で、給付していきたいと思ひますので、よろしくその辺はお願ひしたいと思ひます。

また、回数ですが、今回の協力金につきましては、今のところ制度的には1回というふうにご考慮したいと思ひます。ただ、今国の報道でもありますように、今後の2次補正なり、今後のまた交付金の動きというのものもあるかと思ひますので、その際はまた宿泊、飲食業、小売業のみならず、また全体の意味の中から、こういう事業は考えていきたいというふうにも考えていますので、よろしくご理解のほどお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 先ほどの答弁ちょっと漏れましたけれども、やっぱり10万円を早急に交付するということが、確かにできないこともないのですが、やはり議会制民主主義のルールに従ってやれば、議会を開催して決定していただくということが私は一番理想の

形かなと思って、最高に早くして15日であろうというふうなことを想定していました。財調を6億円も削ってやるというのは、これは議員さんに怒られますから、それはやっぱりほかの市とは違います。やはりそこら辺を見極めながら、今回最短で15日というふうなことです。町民の皆様は、大変早く給付してほしいということですが、議会制民主主義を重視しまして15日といたしました。ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） いわゆるそういう非正規雇用の人たちの人数とか、そういったのは把握されているかどうか、その点お聞かせください。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 4番、山名田議員のご質問にお答えしたいと思います。

非正規問わず、その辺の人数につきましては、詳細については私のほうではちょっと把握してございません。ただ、雇用調整のお話でしたが、申請の案件が非常に複雑で分かりにくいということで、町と商工会で連動いたしまして、5月に4回ほど商工会におきまして、雇用調整助成金の相談会を開催させていただきたいと思います。あわせて、この際には持続化給付金のお問合せも可能ですので、事業者の皆様には、お知らせをしてありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 議席8番の星ですけれども、質問させていただきます。

先ほど話ちょっと4番さんですか、あったのですけれども、事業主に対しては100万円、200万円、もう現金で来ている方もいます。それで、前回私質問したと思うのですが、末端の人に手厚い保護をしてくれと言ったのですけれども、そこら辺は今後可能でいくのかどうか、その1点だけお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番の星議員の質問にお答えしますが、国の第1次補正が1兆円でございます。そうしますと、町にその1兆円のお金がどのくらい来るのかと想定されると、ぎりぎりの世界の話ですけれども、5,700万円が上限ですという通知が入っています。ですから、それ以上のことにつきましては、第2次補正の国の動向を見ていきたいと、こう思っておりますので、第2次の町の支援についても、頭の中に入れながら今後のコロナ支援対策については考えていきたい。そのときには、また全員協議会とか、専決とか、臨時議会とかということになるかと思っておりますので、その辺はご理解いただいて、今回の支援策についてご決定いただければと、こう思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 本当に対策本部、毎日ご苦労さまでございます。誠に世界まで刻

々と毎日に変化している中で、本当にご苦労さまでございます。いろいろ出ましたが、本当に町民の皆さんからかなり私も言われました。10万円については6月7日、私は町の議会で予算が通らなければ、皆さんのお手元には届かないということですが、たまたま分かりましたので、15日には決定されるということで、皆さんのお手元には一日も早く届くように頑張りますということですが、私も中身見ていないので分からないのですが、教えていただきたいということで質問しますが、新聞等では免許証の写しつけろとか、あるいはマイナンバーがなければ駄目だということで、町から今日午後出ると思うのですが、そういう中で町民の皆さんが混乱しているところもあるのです。ですから、我々聞かれても何だかなということ、正しい回答できませんので、今日なり発送されて、随時22日から現金給付されるということでございますが、皆さんに届くやつの流れについて課長のほうから説明していただければと思います。お願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 9番、湯田議員のご質問にお答えいたします。

本日10万円、特別定額給付金につきまして申請書を郵送する予定でございます。土曜日以降に届くのかなと考えておりますが、中身といたしましては、案内文、それと記入例、あと返信用封筒という形になってございます。また、申請書につきましては、町民の皆様にお手をかけないように、あらかじめ氏名、住所等を印字しておりますので、本人確認書類、免許証の写しですか、あと保険証の写し、あと口座が分かる書類の写しを入れて返送していただければ、速やかに支出処理できるかなと思うのですけれども、その中身でございますが、郵送におきましては、口座確認書類につきましては、町の町税、例えば固定資産税とか、あるいは水道料金、こちらが引き落とし口座で町のほうに登録しているものにつきましては、口座確認書類も不要という形で、できるだけお手をかけないような形でおりますので、そういったものを申請書を返送していただければ、何遍も申しますけれども、速やかに口座振込の手続きをしてまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしく願いいたします。

マイナンバー、こちらオンライン申請という形になります。こちらにつきましては、国が運営します電子申請のシステム、マイナポータルという形で、こちら申請するような形になります。こちらは、マイナンバーカードを持っていらっしゃる方、こちらにつきましては、その暗証番号等ございまして、それで個人の資格のところに入ってきてまして、世帯主あるいは世帯構成員、あと口座情報を入力していただいて、また口座情報の写真などの画像を上げていただくというような流れとなっております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） まず、何点かお聞きしたいと思います。

拡大防止協力金5万円、これは小売業、宿泊業とありますが、そこでこれ協力ですから、協力しないと誰か何万円かそういう発言はありましたけれども、協力しない方にも協力金を配るのでしょうか。その協力金を5万円というのは、どういう職種、具体的に旅館が何ぼ、宿泊が何ぼ、小売業は何店舗と具体的な中身についてちょっとお知らせ

ください。

その基準はどのようなのですか。国でやっている事業主、法人、個人で200万円、100万円というのは、その所得が50%以上落ちた場合とかありますけれども、この協力金につきまして、町の基準があったのか、それともそういう方は出さないよという文書を発送してからの話なのか、ただこちらで一方向的に把握してぼんと出すのか、そこら辺、どういう形で進めてこれからいこうとするのか。

それから、返信用封筒という話ありましたが、ここには切手か何か貼ってあるのでしょうか。というのは、切手郵便局で来られない人いっぱいいるわけですから、そこら辺は切手貼って、ただ入れれば来るということなのでしょう。下郷町は高齢に優しい町ですから、そこら辺しっかりやっているのかどうか、ちょっと確認します。よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 11番、湯田純朗議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、拡大防止協力金の5万円ですが、こちらにつきましては、所得等の減少にかかわらずということで、所得の減少の基準等はございません。ただ、ここで言っている協力という中身ですが、先ほども申しましたように、休業したり、短時間営業したりというような内容になっておりますので、営業の実態につきましては、昨年直近の確定申告の写しなどをつけていただいて、またヒアリングなり、あと必要書類があれば提出させていただきたいというような中身でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、店舗数でございますが、合計で230件ということで、先ほどもありましたように宿泊業関係、旅館、ホテル、民宿、民泊含めまして、こちら35件ほど予算措置いたしました。

また、飲食店に関わりましては、こちらも内容多岐にわたります。料理店や喫茶店、菓子店、居酒屋も含めまして、60店舗というような中身でございます。

続いて、お土産屋さん、こちらにつきましては25店舗の計上、さらに小売、卸売業、また酒屋も含むということで、こちらは60店舗計上させていただきました。

また、ガソリンスタンドも含めまして、その他サービス業等という形で、こちら20店舗挙げさせていただきました。ほかに理美容店ということで、こちらは30店舗挙げさせていただきました。合計で230件というような内容でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 11番、湯田議員のご質問にお答えいたします。

返信用封筒の切手のご質問でございますが、こちらはできるだけ町民の皆様にお手をかけないということで、郵便局と協議いたしまして、料金、この郵便の取扱いをいたしまして、かからないように予定しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 政策課長、衣料店とのは、洋服関係の衣料店ですか、30店舗とい

うのは。この30店舗というのは何ですか、ちょっと確認したい。

○議長（小玉智和君） 総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 大変失礼しました。最後に申しましたのは、理美容店、理容室や美容店ということで30件。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） お尋ねいたします。

まずは、町独自の財政支出、今回財調を取り崩して3,450万円、私はちょっと少ないという感じがいたしました。ちなみにいろいろ町内の各種団体等、イベントごとごとく中止になってございます。その各団体に対する町の補助金、かなり支出しております。これが中止となりますと、その支出の予算というのが余ってくるわけでございますので支出行為が要らなくなる。大体そのイベントに対する総支出予算、これどれだけ想定しているのか、そういった予算を今回のコロナ対策に回してもいいのかなというような感じもまずしました。その事業支出の予算、どれだけ想定しているのか。

それから、事業者に対する5万円の補助、先ほど来から質疑されておりますが、私はその一律補助ではなくて、やはり従業員抱えたり、あるいは企業の規模、それに見合っただけのやはり格差をつけた支出というのが必要かなと考えております。従業員をいっぱい抱えている業者も、単独事業者も同じ5万円では、ちょっとやっぱりここには不平等感があるのかなという気がしました。これから国の第2次補正予算も想定して、国ではその準備を進めるということでございますので、今後やはり町が追加的な措置をする場合には、そのようなことも踏まえたやはり補助、支出ですか、を検討すべきだと思っております。それに対する町長のお考えどうなのか、お伺いします。

それから、今回児童福祉総務費で5,500万円取っております、先ほどの議案第28号でもいろいろと可決されて、児童に対する手当が交付されますが、例えば児童手当が1万円プラスになるといいますが、学校がお休みになって、特に高校生、会津若松のほうの学校に通学定期を購入して通っている方、田島高校もしかりです。若松の場合は、約月に3万円ぐらいかかるのです。ところが、登校日が3日とか、4日とかしかなかったのです、多分。しかし、そのために1か月の定期券を購入しなければならなかった。親に聞くと、これ痛いですねという声が聞かれます。ですから、やはりそういうものに対する手当というのも町独自でやはり私は考えるべきではないかと。田島高校ですと近いですから、親が送って行って、そして仕事へ行くという場合もあります。もちろん田島高校にも通学しておる方ありますので、やっぱりこれも該当すべきだと思っておりますが、町長そういったことも今後の対策として私は必要かなと思っておりますので、どうかお考えいただきたいと思っております。

それで終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 各種団体の事業、イベントについては、今のところ中止というような情報が入っておりますけれども、3月議会で決めていただいたものですから、これをどうにかするという事は、これはまだ議会にかけなくてはならない話なのです。ですか

ら、そこはご理解ください。私は中止といっても、やはりそのお金はちゃんともうその団体に交付するということを決めていただいた。そうでしょう、3月議会で。それが今の一般会計予算というご理解をいただければ当然それで分かると思います。

それから、雇用の関係で、10人雇用して事業をやっている、5人雇用してやっている、家内工業でやっているという場合もありますから、その辺は平等に取扱いしていただくというのが最初の第1次の支援の考えでございます。とにかく支援策として、感染しないように、そのためのマスクだとか、消毒液を買っていただくと。それから、事業者については協力したところというようなことですが、ある程度申請用紙に書いていただければ、やはり前年度比で一円でも少なければ、それは給付の対象になろうかと思しますので、その辺もご理解いただきたい。第2次補正が国で決まります。それは今月中に決まるというような報道になっていますので、そのときまたそういう子供さんたちのことについても考えなくてならないと私は思っていますので、今回のところを早めに決定していただいて、送付できるようにひとつお願いします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） それでは、イベント関係の費用につきまして、いただきましたご質問にお答えをさせていただきます。

今回のこのコロナ感染症に関する問題につきましては、これは状況によりまして、経済対策、感染症の対策といたしまして、相当な財政的な支出が予想されるものでございます。そのための財源といたしましては、今回補正のほうにもありますが、現時点では、財政調整基金からの繰入れということで、その財源を確保させていただきました。ただし、これが相当な財政支出ということで、今後につきましては、国の支援策を受けられる事業については、そちらの国の支援策を十分活用していくということも必要でありましょうし、今ご質問いただきましたこのコロナ感染の問題によりまして、年度当初からの町のイベントと事務事業と、かなり延期あるいは中止となっているものがございます。それらの予算につきましては、今後洗い出しを行いまして、それらの予算の組替えなども活用しながら、この対策に当たってまいりたいと考えますので、ご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 今総務課長答弁されましたけれども、6月の定例会には、そういったことを含めて、きちっとした整理をした提案をしていただきたいと思っております。よろしく願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 6月の補正でというお話を頂戴いたしましたが、これは年間のイベント等の関係もございまして、6月定例会で措置できるかどうか、これはまだまだ検討しなくてはならない事項かと思いますが、それ以降の定例会となることもあるかと思しますので、その辺には年度内で調整いたしまして、そういった財源も含めまして、予算の組替え等いろいろ対応してまいりたいというふうに考えてございます。

で、6月ということ限定ではなくて、お考えいただければと思いますので、よろしく  
お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 幾つかお願いするところ大分言われたのですけれども、結局今回町  
からの行政のほうでは、大きく3つの補助というか、手厚い、主に国から下りてくる金  
なわけで、色濃い独自の町からのというのがちょっと見られなかったのは、残念なかな  
というふうには思っています。今回の議題の中にはないけれども、やはり町民の声が  
届いていない部分がいっぱいあると思うのです。通学に関しても、いろいろ。だから、  
私は子供たちのため考えて、やはりここには出ていなかったと言われればそうですけれ  
ども、今後のためにも、私がお話したいのは、通学の定期券の問題あるいは奨学金も  
多く、財政厳しい中で各家庭そういう状況が変わりました。そういう奨学金についても  
やっぱり検討する材料、観光のことも多分出てくるのだろうし、そういう面での行政の  
姿勢というのは、私は大事にしてほしいなと思います。今回出たのは、全くそのとおり  
で、5万円というのは一律でいいのかなというふうに私は思います。いわゆる頑張っ  
ているなど、予防のため頑張っている、それぞれの細部の人員は様々ですけれども、そ  
こに町として今後第2次補正が入るということもありますけれども、ぜひ手厚い手を差し  
伸べてほしい、そういうふうに思っております。

最後にですけれども、マイナンバー私持っています。でも、非常に混乱、難しいで  
す。だから、私は届いたもので出そうかなというふうに思っています。今ネットなんか  
でもにぎわしているのですけれども、大変な行列を組んでいる。あとカードリーダー、  
あそこにチップあるのです。あれを読めるものも提供しなければならないという、そ  
ういうカード便利かなと思っていたのですけれども、非常に混雑をしていると。ある町村  
では、スマホでやろうとする若者もいるそうですけれども、専門家によるアドバイザー  
が脇にいたり、そういう説明会を随時開いて、スムーズな申請手続を援助するという、  
そういう行政も出ておりますので、ひとつその辺よろしくお願いしたいというふうに思  
っております。

最後に、何かお願いばかりなのですけれども、ぜひ基金をもう少し崩していただい  
て、私は基金は何のためなのか、これ一番最大の危機です。これだけ大きな対策が行わ  
れているわけですので、思い切った基金の運営をお願いしたいと、そういうふうに思っ  
ております。町長の考え最後に伺いたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川議員に大変貴重なご質問と意見をいただきまして、誠にあ  
りがとうございます。当然だと思います。今回の補正は、あくまでも感染防止の建前か  
ら、町の独自の支援策をやったところでございますが、今後国の2次補正等があれば、  
また独自の町の支援策を考えていかなければならない。

それから、基金を崩してということですが、これはあくまでも、基金を崩して投入

して、それではコロナ対策が防止できるかというできない。これは2年、3年続くかも分からないのです。そうすると一挙にそれを使い果たしてしまうと、財政が大変厳しくなるということをご承知おきいただきたい。これはやっぱり大切なことです。やっぱり裏づけがあって、初めて事業ができると。国の裏づけがあって、初めてできるということであれば、これは財政は破綻していく一方です。ですから、そこをご理解いただければと。やはり国の助成交付金、2次交付金も決定されるであろうと思えば、それなりの数字を使いながら、今回の場合は財調を崩して取りあえずやって、そして歳入を待っている。2次補正が出れば、それなりの支援策を考えていくということにしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第2回下郷町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。（午後 0時31分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年5月15日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員